

宇都宮市営農継続支援金のご案内

《支援金対象となる皆様へ》

燃油や肥料等の生産資材が高騰する中、農業者の皆様への営農継続を支援するため、宇都宮市では「営農継続支援金」を創設しました。交付対象となる皆様へご案内と申請様式をお送りします。要件等に該当し、交付金を希望する方は、以下のとおり申請書類等を提出してください。

支援対象及び金額

- 本事業は、本市の認定農業者・集落営農組織・人農地プラン中心経営体の内、市内に住所がある農業者または、市内に本社等の主たる事業所がある法人・組織を対象とします。
- 下記の作付・飼養実績に応じて下表の支援金単価額から算定された額で交付します。
 - ・ 作物：栃木県肥料高騰対策緊急支援事業助成金の給付対象となる市内農地の作付面積（販売目的で栽培されたものに限る）
 - ・ 畜産：栃木県中央家畜衛生保健所の定期報告（令和4年2月1日現在）の市内畜舎の飼養頭数

【支援金交付単価一覧】

作物	品目	畜産	品目	
	米麦等		1,500円/10a	乳牛
作物	野菜・果樹・施設園芸（加温なし）	2,500円/10a	肉牛・豚	10,000円/頭
	施設園芸（加温あり）	30,000円/10a	鶏	100円/羽

【注意点】

- ・ 対象期間中、同一農地での複数回の連作栽培や二毛作栽培による作付面積の重複分は対象となりません（基幹作のみ対象）。
- ・ 施設園芸（加温あり）は、生産施設内で暖房機により加温を行って栽培している作物が対象となります。施設園芸であっても加温がないものは野菜・果樹と同じ交付単価となります。
- ・ 作物は対象品目ごとに交付額を算定します。なお、作付面積の一の位は切り捨てとなります。
【例】作付実績が「米麦等 18a」の場合、算定面積は「米麦等 10a」となります。
- ・ 畜産は、下記の飼養頭数で交付額の算定を行います。
乳牛：成牛、繁殖牛：成牛、肥育牛：肥育牛、豚：母豚、鶏：成鶏

申請期間及び方法

- 申請期間 令和5年1月4日から令和5年2月10日まで
- 申請方法 申請書類を同封の返信用封筒に入れ郵送 または
宇都宮市農林生産流通課窓口（宇都宮市役所7階）へ直接持参

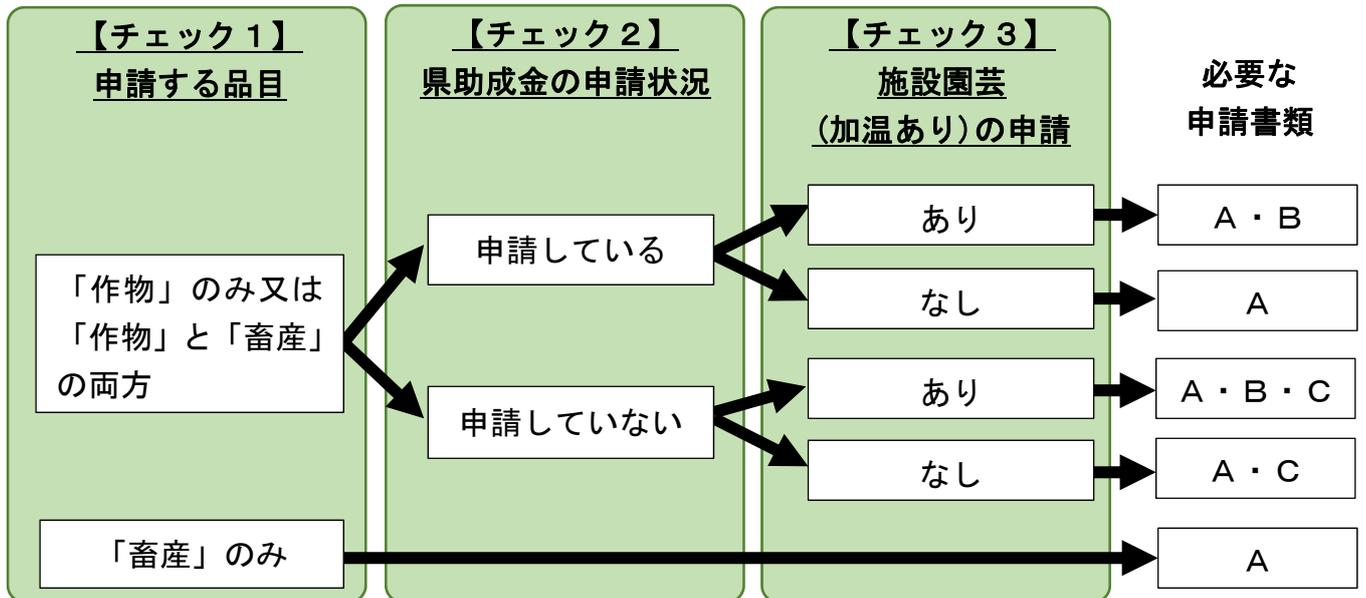
⇒ 裏面に必要な申請書類と手続きの流れの案内があります。

お問い合わせ先：宇都宮市 経済部 農林生産流通課（宇都宮市役所7階）

電話 028-632-2466・2457・2472（1月4日から受付）

必要な申請書類

申請品目などの申請内容や栃木県肥料高騰対策緊急支援事業助成金の申請状況で必要な申請書類が異なります。次のチェック項目に沿って必要な申請書類を確認の上申請してください。



Aの書類

- 宇都宮市営農継続支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）【同封】
- 振込先口座が確認できる書類（通帳内の口座情報ページの写しなど）
- 法人の場合は、納税地が確認できる直近の法人税の確定申告書（別表一）の写し

Bの書類

- 加温して栽培している生産施設内の暖房機の設置状況がわかる写真

Cの書類

- 令和3年度の作付面積がわかる書類
⇒ 作付面積の記載がある青色申告書。申告書がない場合は、第三者証明書【同封】
(市農業再生協議会に提出している営農計画書で作付面積が確認できる場合は提出不要。)

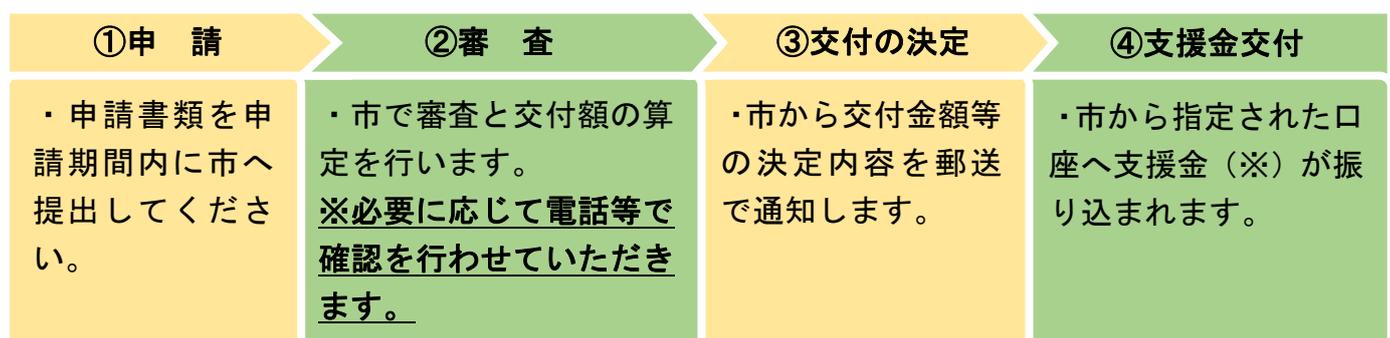
※ 上記以外にも必要に応じて書類の提出や内容の確認をお願いする場合があります。

※ 申請書兼請求書は同封の記載例を参考いただきご記入ください。

※ 申請書兼請求書の電子データは、宇都宮市ホームページからダウンロードできます。

- ① 宇都宮市ホームページ「<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>」へアクセス
- ② メインページの検索エンジンでID検索を選択し、「1030521」を入力

申請から支援金交付までの主な流れ



※ 1月下旬から随時交付予定です。なお、確認作業で時間を要する場合がありますのでご容赦ください。